

新型コロナに係る外来診療時の公費負担医療の取扱い

公費負担番号：28450609
受給者番号：9999996

《医療機関にて検査当日に陽性の確定診断を受けた場合》

陽性確定“前”の時間に実施された医療→公費対象「外」

陽性確定“後”の時間に実施された新型コロナに係る医療→公費対象「内」

※新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了した後の医療費等については、公費負担の対象となりません



検査当日に
陽性の確定診断

有症状の患者が医療機関を受診し検査を受ける

ただし、公費負担医療の対象となるのは保健所に発生届を提出した日以降のため、陽性の確定診断後は、

必ず当日中に保健所に発生届を提出
(原則HER-SYS入力後、保健所に連絡)すること (参考：感染症法第12条)

○公費の対象
陽性が確定した以降に実施した解熱剤等の新型コロナウイルス感染症に係る医療
例：処方箋料、調剤薬局を含む調剤料及び薬剤費

○公費の対象外 (※)
検査により陽性が確定する前に実施した初診料、再診料、院内トリアージ料等

(※) PCR検査等で結果判明までに時間を要し、結果判明前に薬剤処方等を行った場合の医療費は同日でも対象外となります

(参考通知)

- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」(令和2年4月30日付け保医発0430第4号厚生労働省保険局医療課長通知)

令和4年3月 宮崎県